

対象事業の概要

事業の種類	規 模					
	第1種事業		第2種事業		第3種事業	
1 道路の建設						
有料道路・自動車専用道路の新設	全事業		-		-	
有料道路・自動車専用道路の改築	車線数の増		-		-	
県道の新設	4車線以上かつ延長5km以上		2車線以上かつ延長1.7km以上		2車線以上かつ延長1km以上	
県道の改築	4車線以上	4車線未満	2車線以上	2車線未満	2車線以上	2車線未満
	車線数増区間 かつ 延長5km以上	4車線以上 かつ 延長5km以上	車線数増区間 かつ 延長1.7km以上	2車線以上 かつ 延長1.7km以上	車線数増区間 かつ 延長1km以上	2車線以上 かつ 延長1km以上
農業用道路の新設	幅員16m以上かつ延長5km以上		幅員4.5m以上かつ延長1.7km以上		幅員4.5m以上かつ延長1km以上	
農業用道路の改築	幅員16m以上	幅員16m未満	幅員4.5m以上	幅員4.5m未満	幅員4.5m以上	幅員4.5m未満
	幅員4m以上 かつ 延長5km以上	幅員16m以上 かつ 延長5km以上	幅員1m以上 かつ 延長1.7km以上	幅員4.5m以上 かつ 延長1.7km以上	幅員1m以上 かつ 延長1km以上	幅員4.5m以上 かつ 延長1km以上
林道の新設	幅員5m以上かつ延長10km以上		幅員3m以上かつ延長3.3km以上		幅員3m以上かつ延長1km以上	
林道の改築	幅員5m以上	幅員5m未満	幅員3m以上	幅員3m未満	幅員3m以上	幅員3m未満
	幅員1m以上 かつ 延長10km以上	幅員5m以上 かつ 延長10km以上	幅員1m以上 かつ 延長3.3km以上	幅員3m以上 かつ 延長3.3km以上	幅員1m以上 かつ 延長1km以上	幅員3m以上 かつ 延長1km以上
2 陸上ヘリポートの建設	敷地面積1ha以上		全事業		-	
3 電気工作物の建設						
水力発電所の新設	出力2万kw以上		全事業		-	
4 研究所の建設						
研究所の新設	敷地面積3ha以上		敷地面積1ha以上		バイオテクノロジー 環境安全管理指針等の対象	
研究所の増設	敷地面積3ha以上の増		敷地面積1ha以上の増			
5 廃棄物処理施設の建設						
廃棄物処理施設の新設	敷地面積3ha以上 または 焼却・溶融能力200ト/日以上		敷地面積1ha以上 または 焼却・溶融能力60ト/日以上		最終処分場 全事業 その他 焼却・溶融能力15 ト/日(625kg/時)以上	
廃棄物処理施設の増設	敷地面積3ha以上の増 または 焼却・溶融能力200ト/日以上の増		敷地面積1ha以上の増 または 焼却・溶融能力60ト/日以上の増		最終処分場 全事業 その他 焼却・溶融能力15 ト/日(625kg/時)以上の増	
6 建築物の建設	高さ100m以上 かつ 延床面積50,000㎡以上		高さ31m以上 または 延床面積17,000㎡以上		延床面積2,000㎡以上	
7 都市公園の建設						
都市公園の新設	敷地面積50ha以上		敷地面積15ha以上		敷地面積3ha以上	
都市公園の増設	-		土地の造成面積5ha以上の増		土地の造成面積1ha以上の増	
8 ダムの建設	堤高15m以上		全事業		-	
9 取水堰の建設	堤長200m以上		堤長70m以上		堤長20m以上	
10 土砂の流出防止のためのダム						
治山ダムの建設	-		堤長70m以上		堤長50m以上	
砂防えん堤の建設	-		堤高15m以上		堤高13m以上	
11 放水路の建設	土地形状変更面積20ha以上		土地形状変更面積5ha以上		土地形状変更面積1ha以上	
12 発生土処分場の建設	処分場の面積20ha以上		処分場の面積5ha以上		処分場の面積1ha以上	
13 公有水面の埋立	埋立区域の面積15ha以上		埋立区域の面積5ha以上		埋立区域の面積1ha以上	
14 港湾・漁港の整備						
防波堤等の建設	-		建設区域の面積0.1ha以上		-	
15 用地の造成	施行区域の面積20ha以上		施行区域の面積5ha以上		施行区域の面積1ha以上	
16 その他、環境基本計画推進会議が必要と認める事業						

- (注) 1 「3 電気工作物の建設(水力発電所の新設)」については、ダム維持流量発電設備を除く。
 2 「6 建築物の建設」については、既存の建築物を除却して建設する場合を含む。
 3 「7 都市公園の建設」については、原則として緩衝緑地・風致公園・都市緑地・都市林を除く。
 4 「8 ダムの建設」については、土砂の流出防止のためのものを除く。
 5 「14 港湾・漁港の整備(防波堤等の建設)」については、土地利用調整の対象となる公有水面における工作物を対象とし、面積の算定は公有水面埋立法の考え方による。
 6 「15 用地の造成」のうち農用地の造成については、農用地以外の土地を新たに農用地として造成する場合のみを対象とする。